

社会保障言論

介護労働の「開国」へ
本格始動



この11月から「外国人技能実習」制度の適正化法が施行され、同時に「介護」が対象に加わる。その布石といえるベトナムでの国際会議を傍聴した。

アジア諸国への
アプローチ

ホーチミン市で8月15日、「持続可能な成長のための健康長寿社会への投資」と題する国際フォーラムが開かれた。日本政府、ベトナム政府等が主催し、武見敬三・参議院議員を議長にアジア諸国から閣僚、議員、官僚、学者、非政府組織など約260人が参加した。

筆者はベトナムの医療事情の調査中で、この会議を傍聴できた。

アジア・太平洋地域では2020年代には65歳以上人口が5億人に達し、世界最速で高齢化が進む。その人口激動に国境を越え対処を検討するのが趣旨である。ただし、日本側参加者の大半は、技能実習制度に「介護」が加えられ、アジア各国への働きかけが始まった、との受け止めだった。政府関係者も内

閣官房や経済産業省が「主役」で厚労省からの参加者は見当たらなかった。

技能実習制度は1993年に導入され、昨年は農漁業、建設、食品、機械等74業種で過去最多の約23万人を受け入れた（最長3年滞在）。技能移転の名目ながら、人手不足の対策である。現場では過酷な労働、賃金・残業料の未払い、実習生の失踪が跡を絶たない。

このため昨秋、「実習生が技能習得に専念できる体制の確立」へ向け改定された。①受け入れ監理団体の許可制②実習計画の作成・認定③人権侵害の通報窓口や罰則規定④監督役の技能実習機構の新設⑤送り出し国との政府間取り決め（法定外の努力）等である。

人づくりと
人不足のせめぎ合い

今回の国際フォーラムでは、この改定の詳しい説明はないまま、「介護人材の開発と国境を越えた移動」が重要テーマにされた。参加者から「正規の介護職は150人のみ」（スリランカ）「高校生

段階で介護職を育成中」(インドネシア)「家族や近隣の協力で介護している」(ベトナム)などと報告され、日本の介護体制やノウハウを学びたい、との声が多かった。

一方で、「仕事を得るチャンスだが、人身売買に陥る事態にならないか」(ブータン)「介護職の多くは看護師で、その流出が心配だ」(タイ)などと懸念や戸惑いも目立った。受け入れ側では「外国人介護職の待遇は低く、裁判所が賃金の25%アップを命じた」(ニュージーランド)との報告もあった。

EPA受け入れとの大きな落差

すでに日本は、08年から経済連携協定(EPA)でインドネシア、フィリピン、ベトナムから介護、看護人材を受け入ってきた。介護は累計約2800人になる。

公的な送り出し機関との協定、受け入れ枠(介護で最大年300人)、訪日前後の日本語・介護研修等を設ける。この学習支援等で5億円超を公費で助成している(17年度予算)。

外国人技能実習生の受け入れ「基本人数枠」

実習先の常勤職員総数	技能実習生数	
	常勤総数の20分の1	旧制度と同じ
301人以上		旧制度と同じ
201～300人	15人	同
101～200人	10人	同
51～100人	6人	同
41～50人	5人	新設
31～40人	4人	新設
30人以下	3人	新設

注・旧制度では50人以下は3人
人数枠は団体監理型、認定された企業単独型で2年間実習は基本人数枠の2倍まで可。優良基準適合の場合は最大6倍まで可

候補生は働きながら学び介護福祉士の国家試験合格率は約5割まで上がった。近年は受け入れ希望が増え、特にベトナム人は好評で「売り手市場」になった。来日前1年間の語学研修で日本語能力試験「N3」(日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる)の合格者を送り出すのが理由の一つだ(他の2カ国は半年研修)。

これに比べ、技能実習では総枠数の上限はない。30人以下の事業者でも常勤職員数の10%まで受け入れられる(図

参照、訪問介護等の1対1サービスは対象外)。滞在は原則3年で、優良な職場は最長5年在留も可能にされる。

入国時の日本語レベルは「N4」(基本的な日本語を理解する)程度でよい(細目は施行時まで決定)。訪日して2か月の研修後に半年働くと、介護報酬の人員配置基準に算定できる。EPAによる介護福祉士候補も就労半年で同じ扱いだが、研修期間はベトナム人で2・5か月、他の2国は6か月研修。公的補助は指導員講習等で約9550万円。

この簡便な技能実習生制度が、ようやく軌道に乗ったEPAによる人材育成の発展を阻害しないか。介護福祉士の国家試験を受ける環境・条件はなく、介護助手にとどまる体験が母国に戻った際、キャリアとして評価されるか。制度適正化の確実な実施に加え、少なくとも、すべての送り出し国に監視団体等を設け、実習生を食い物にするブローカーの暗躍を阻止する二カ国間協定の締結が不可欠だ。

■宮武 剛(みやたけ こと)

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学 大学院の教授を経て、財団法人・日本リハビリテーション振興会理事長、財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラム」ジャパン(会長も務める)。